

区営住宅入居者募集のご案内

<募集内容>

募集区分 募集戸数	I 一般世帯向	30戸
	II ひとり親(母子・父子)世帯向	7戸
	III 若年ファミリー向	3戸
	IV 単身者向	1戸
募集案内 配布期間	令和8年5月21日(木)～5月29日(金)	

※それぞれ申込資格(3～6ページ)を満たしている方が対象です。

<申込方法>

締切は6月1日(月)(郵送の場合はこの日まで)に必着 練馬郵便局留

- ① 付属の申込書(黄色)に必要事項を記入します。(16ページの記入例をご参照ください)。※記入漏れなどのあるものは無効となります。
- ② 申込書下部の2か所に85円切手を貼ります。※切手が貼られていないもの、不足しているものは無効となります。
- ③ 6月1日(月)までに下記の窓口を持参するか、付属の**練馬郵便局留の封筒(茶色)**に申込書を入れて、110円切手を貼って郵送してください。
練馬郵便局に持ち込む場合は、「局留めです」とお伝えください。
この場合でも封筒の110円切手は必要です。

窓口での受付日時・受付場所

※区民事務所、図書館などでは、受け付けていません。

5月21日(木) ┆ 6月1日(月)	平日：午前8時30分～午後5時15分 (土日は郵送およびオンラインのみの申込みとなります)	住宅課住宅係 (区役所本庁舎13階)
--------------------------	--------------------------------------------------	-----------------------

オンラインでの受付日時・ホームページ

5月21日(木) ┆ 6月1日(月)	区営住宅申込フォーム https://logoform.jp/form/G2rU/1519492
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

二次元コード
(インターネット)



電子申請サービスはLoGoフォームを使用します。

LoGoフォームについては以下のアドレスまたは二次元コードから『LoGoフォームをご利用になる方』の箇所をご参照ください。
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/yakandonichi/sonota/denshishinse20100223.html>

二次元コード
(インターネット)



申込番号と優遇抽せんについて

申込書には、**下表のうち該当する項目を1つ選んで**、その申込番号を記入してください。
 申込番号の記入場所は**3か所**あります。記入のない申込書は無効となります。

★のついた申込番号には、優遇抽せんを適用し、抽せん番号を2つ付与します。(当せんする確率が2倍になります。)

I 一般世帯向	
申込番号 ★1	過去に申込まれた「区営住宅」募集についての落せん通知(申込者ご自身宛のもの)を3通以上保管している方 【重要】必ず、区営住宅(5月募集のもの)の落せん通知3通分(はがきの場合は両面)のコピーを同封して申込んでください。同封されていない場合や、落せん通知が区営住宅のものでない場合は、<u>申込番号3として受付します。</u>
申込番号 ★2	心身障害者を含む世帯の方 ※資格審査の際に、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などで確認します。確認できない場合は失格となります。
申込番号 3	申込番号1、2に該当しない方
II ひとり親(母子・父子)世帯向	
申込番号 ★4	多子世帯(義務教育中、またはそれ以下の子どもが3人以上いる世帯)の方
申込番号 5	申込番号4に該当しない方
III 若年ファミリー向	
申込番号 ★6	多子世帯(義務教育中、またはそれ以下の子どもが3人以上いる世帯)の方
申込番号 7	申込番号6に該当しない方
IV 単身者向	
申込番号 8	優遇抽せんの適用はありません。

※ 3ページのI～IVのどれに該当するかをご確認のうえ、申込番号1～8を選択してください。

<これまでの応募倍率(参考)>

	一般世帯向	ひとり親世帯向	若年ファミリー向		単身者向
令和5年度	13.5倍	2.5倍	0.7倍	令和元年度	144倍
令和6年度	9.1倍	2.6倍	2.5倍	令和6年度	57.2倍
令和7年度	7.2倍	3.6倍	2倍	令和7年度	81.5倍

令和9年度以降、募集方法の変更を検討しています。詳細は令和9年度以降の募集案内をご確認ください。

申込資格について

抽せんの結果、資格審査対象者となった方は、資格審査で資格を証明する書類を提出していただきます。

I 一般世帯向	つぎの①～⑤をすべて満たしていること。
II ひとり親世帯向 (母子・父子)	つぎの①～⑤をすべて満たしていること。 申込者に配偶者(未届の夫または妻、婚約者、パートナーを含む)がないこと。同居親族が義務教育中またはそれ以下の <u>子どものみ</u> であること。
III 若年ファミリー向 (定期使用住宅)	つぎの①～⑤をすべて満たしていること。 申込者および同居親族の全員が40歳未満(昭和61年5月23日以降の生まれ)であること。 夫婦のみの世帯、または夫婦と子ども <small>のみ</small> の世帯であること。
IV 単身者向	つぎの①～④、⑥をすべて満たしていること。

※ 「IIひとり親世帯向」、「III若年ファミリー向」の特例として、同居親族に高齢者がいる場合であっても、その方が、つぎのすべてを満たしているときはお申込みできます。

- (1) 配偶者(未届の夫または妻、婚約者を含む)がないこと
- (2) 65歳以上(昭和36年6月2日以前の生まれ)であること
- (3) 給与・事業等の収入(年金収入を除く)がないこと

※ 「III若年ファミリー向」での入居期間は、子どもが義務教育を終了するまで(最長10年間)、子どもがいない世帯では5年間です。

申込むすべての方



① 練馬区内に1年前から居住していること

申込者が、成年者で、令和7年6月2日以前から練馬区に引き続き1年以上お住まいであることが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、入居手続のときまでに婚姻できる18歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人(親)の同意書の提出が必要です。

外国人の方は、上記に加えて、日本国に永住・定住することを認められていること、または日本国に1年以上在留していること。

② 世帯の総所得額が所得基準の範囲内であること

10～15ページの計算方法により算出した世帯の年間所得額(入居する方の合計所得金額)が、下表にあてはまること(家族の人数には申込者と遠隔地被扶養者を含みます)。

【 所得 基準 表 】	家族の人数	一般区分	特別区分*
	1人	0～1,896,000円	0～2,568,000円
	2人	0～2,276,000円	0～2,948,000円
	3人	0～2,656,000円	0～3,328,000円
	4人	0～3,036,000円	0～3,708,000円
	5人	0～3,416,000円	0～4,088,000円
以下、1人につき38万円を加算			

※ 特別区分(5ページ)に当てはまらない世帯は一般区分の金額が適用されます。

※ 遠隔地被扶養者とは、離れて住んでいる親族で、申込者やその同居親族が所得税法上扶養している方をいいます。会社や税務署に「扶養親族の申告」を行っている必要があります。

③ 住宅に困っていること

- (1) 申込者および同居親族に自己所有（共有持分も含む）の住宅または土地がないこと。
ただしつぎのいずれかに該当すれば申込ができます。
(ア) 法的に再建築が困難と認められる、著しく老朽化した住宅にお住まいで、その住宅を入居後2か月以内に取り壊す方（資格審査の際に、取り壊し契約書などで確認します。）
(イ) 差押さえや正当な事由による立ち退き要求などを受けており、その所有する住宅・土地を失う方（資格審査の際に、所有権の移転を登記事項証明書などで確認します。）
- (2) 申込者および同居親族に公的住宅（UR賃貸住宅（旧公団住宅）、公社住宅、都民住宅、都営住宅など）の名義人がいないこと。
ただし、6ページの表のいずれかの資格要件に該当すれば申込ができます。
- (3) 木造や簡易耐火構造の都営住宅、または浴室のない都営住宅に入居されている方は、6ページの表の資格要件に該当しない場合でも申込ができます。

④ 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

I～Ⅲに申込む二人以上の世帯の方



⑤ 同居親族がいること

申込みのときに一緒に住んでいる親族がいること。原則として、その方と一緒に入居すること。同居親族が外国人の方の場合は、申込日現在で在留資格が確認できること。

現在同居していない方を同居親族として申込む場合は、つぎのいずれかを満たすこと。

- (1) 婚約者（入居手続きまでに婚姻できる方）
- (2) 申込日現在、税法上の扶養関係にある方
- (3) 独立して生計を営む2親等内の直系血族（父母、祖父母、子、孫）または2親等内の直系姻族（配偶者の父母・祖父母・子・孫、または子・孫の配偶者）の方。

※ ただし、6ページ表中の高齢者世帯または心身障害者世帯に該当する場合は、3親等内の血族・姻族の方も含まれます。

内縁関係の方を同居親族として申込む場合は、住民票の続柄欄が「未届けの妻(夫)」と記載されており、双方に法律上の配偶者がいないこと。

現在一緒に住んでいる家族を分離して申込むことは、結婚や転勤、就職などの場合を除き、原則としてできません。また夫婦が別居となる申込みもできません。

パートナーの方を同居親族として申込む場合は、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ、双方に法律上の配偶者がいないこと。

※ 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護や女性保護施設での保護が終了してから5年以内の方や、配偶者に対する接近禁止命令または退去命令があつてから5年以内の方は、配偶者がいても「I一般世帯向」または「IIひとり親世帯向」に申込みできます。

Ⅳに申込む单身者の方



⑥ 单身者のみの世帯であること

「Ⅳ单身者向」では、①～④の他に申込者がつぎのすべてを満たしていること。

- (1) 配偶者がいないこと。または資格審査のときまでに離婚が成立していること。
 - (2) 一緒に住んでいる親族がいないこと（結婚、遠隔地への転勤等で同居親族が転出する場合を除く）。
 - (3) 申込者が以下の要件のいずれかを満たしていること。
 - (ア) 60歳以上（昭和41年6月2日以前の生まれ）であること。
 - (イ) 身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級（同程度または愛の手帳の総合判定1～4度の知的障害者を含む）のいずれかに該当すること。
 - (ウ) 生活保護受給者（中国残留邦人等にかかる支援費給付の受給者を含む）、海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内であることが厚生労働省の発行する引揚証明により確認できる方）、ハンセン病療養所入所者等（国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で確認できる方）のいずれかに該当すること。
 - (エ) 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護や女性保護施設での保護を受けてから、5年以内であること。または、配偶者に対する接近禁止命令や退去命令が出されてから、5年以内であること。
- ※ 現に同居または別居のいずれの場合でも配偶者を除いた申込みはできません。

< 特別区分 * >

つぎのいずれかに該当する世帯は所得基準が緩和され、3ページの【所得基準表】の右側の特別区分の金額が適用されます。

(1) 心身障害者を含む世帯

申込者または同居親族がつぎのいずれかを満たしていること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の方

イ 重度・中度の知的障害のある方（愛の手帳では総合判定で1～3度の方）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1・2級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方

(2) 60歳以上の世帯

申込者が60歳以上（昭和41年6月2日以前の生まれ）であり、同居親族全員が60歳以上または18歳未満（平成20年5月23日以降の生まれ）であること。

(3) 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者または同居親族が、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。※被爆者健康手帳ではありません。

(4) 海外からの引揚者を含む世帯

申込者または同居親族が、日本国に引き揚げた日から5年を経過していない、海外からの引揚者であること。※厚生労働省が発行する引揚証明書で確認します。

(5) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者または同居親族が、ハンセン病療養所入所者等であること。※国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で確認します。

(6) 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（平成20年4月2日以降の生まれ）がいること。

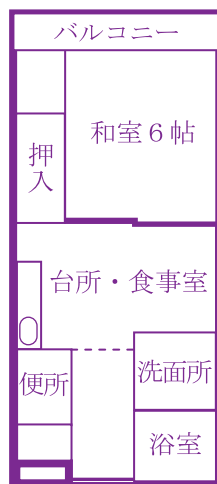
【公的住宅にお住まいの方の資格要件】

住宅	状況	資格要件
UR賃貸住宅 (旧公団住宅) ・公社住宅 ・都民住宅	家賃が高い	家賃(共益費を除く)の負担月額が申込世帯全員の年間総収入額を月額に換算した場合の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されている場合。 ※資格審査時にUR・公社からの証明書で確認します。
	ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	申込者に配偶者(内縁、婚約者、パートナーを含む)がないこと。かつ、同居親族が20歳未満の婚姻していない者だけであること。
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員がつぎのいずれかにあてはまること。 ア 配偶者(内縁、婚約者、パートナーを含む) イ 57歳以上(昭和44年6月2日以前の生まれ)の方 ウ 18歳未満の方 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の方 オ 重度または中度の知的障害のある方(愛の手帳は総合判定で1～3度) カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1・2級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む)
	心身障害者世帯	申込者または同居親族がつぎのいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の方 イ 重度または中度の知的障害のある方(愛の手帳は総合判定で1～3度) ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1・2級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方
	多子世帯 生活保護等受給世帯	申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が入居できること。 生活保護または中国残留邦人等にかかる支援費の給付を受けていること。
都営住宅等	同居者数ごとの住戸専用面積(壁芯)が下表にあてはまること。	

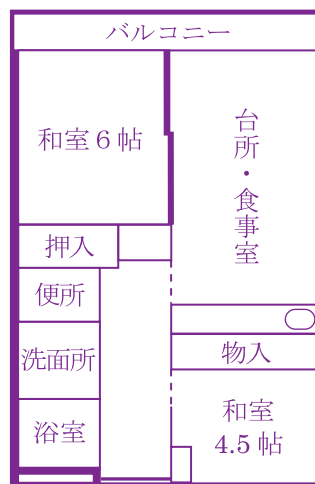
2人	3人	4人	5人	6人	7人
30㎡未満	40㎡未満	50㎡未満	57㎡未満	66.5㎡未満	76㎡未満

※ 表中の各年齢は18歳未満では平成20年5月23日以降、20歳未満では平成18年5月23日以降、60歳以上では昭和41年6月2日以前に生まれた方が、それぞれ該当します。

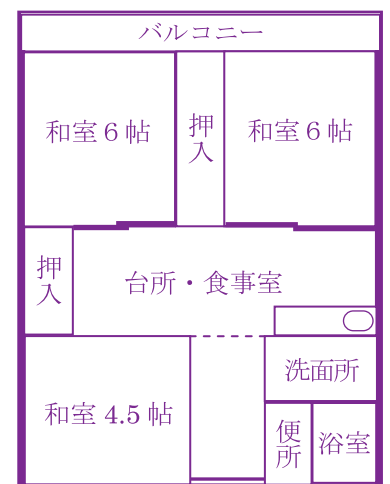
<参考> 区営住宅の 標準的な 間取り



1DK
(单身者向)



2DK
(2人以上向)



3DK
(2人以上向)

募集住宅一覧

今回募集を行う住宅の所在地などは以下のとおりです。

住宅は、退去後の修繕が終了した部屋を、資格審査に合格し、抽せん順位の上位の方からあっせんしますので、**住宅の場所や階数を指定することはできません**。間取りは6ページの通りです。1階またはエレベーター付き住宅を希望される方であっても、住戸に限りがあるため、希望の住宅をあっせん出来ない可能性があります。また、以下に記載のない住宅でも、ご用意できた場合にはあっせんすることがあります。

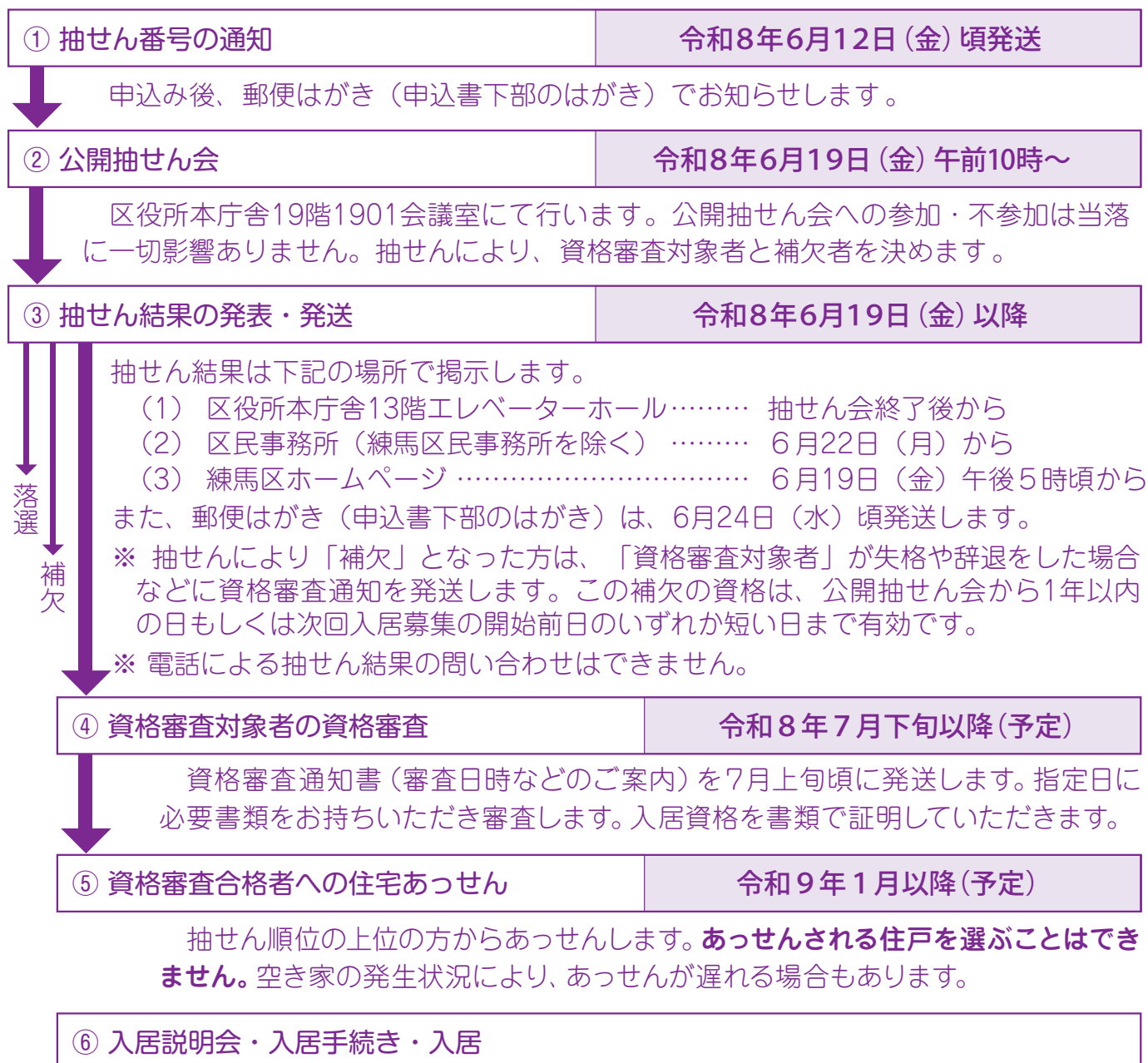
2人以上向 (Ⅰ～Ⅲ)	住宅名称	住 所	築年度	エレベーター	駐車場	標準的な使用料
	平和台三丁目 第二アパート	平和台3-16	昭和61年	-	-	29,800円～50,300円
	東大泉一丁目 アパート	東大泉1-13	昭和61年	有	-	32,600円～48,600円
	桜台六丁目 アパート	桜台6-25	昭和62年	-	-	34,000円～50,600円
	高野台四丁目 アパート	高野台4-23	昭和61年	-	-	29,500円～49,600円
	豊玉南三丁目 アパート	豊玉南3-27	昭和63年	-	-	30,000円～44,700円
	上石神井一丁目 第二アパート	上石神井1-9	昭和58年	-	-	32,600円～48,600円
	早宮三丁目 第三アパート	早宮3-35	平成元年	-	-	33,300円～49,600円
	高野台三丁目 アパート	高野台3-18	平成元年	-	-	30,200円～49,500円
	北町五丁目 第二アパート	北町5-1	昭和62年	-	-	33,000円～49,200円
	関町北二丁目 アパート	関町北2-25	昭和61年	-	-	33,800円～50,400円
	下石神井二丁目 アパート	下石神井2-1	昭和60年	-	-	33,700円～50,100円
	小竹町二丁目 アパート	小竹町2-4	昭和57年～ 平成元年	-	-	31,200円～52,600円
	東大泉二丁目 アパート	東大泉2-17	平成3年	有	有	34,600円～51,500円
	東大泉二丁目 第二アパート	東大泉2-3	平成3年	有	有	35,100円～52,200円
	下石神井四丁目 アパート	下石神井4-3	昭和60年	-	有	33,300円～49,500円
	石神井台三丁目 アパート	石神井台3-40	平成2年～ 平成3年	有	有	28,700円～51,000円
豊玉北六丁目 アパート	豊玉北6-17	平成21年	有	-	33,100円～49,300円	
単身者向 (Ⅳ)	住宅名称	住 所	築年度	エレベーター	駐車場	標準的な使用料
	豊玉北六丁目 アパート	豊玉北6-17	平成21年	有	-	22,100円～32,900円

※ 区営住宅の標準的な使用料は、年ごとの世帯所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数・エレベーターの有無などによって変わります。区営住宅使用料は、年ごとの世帯所得に応じて見直しを行っています。

表中の標準的な使用料は、それぞれの区営住宅における部屋の一般区分の使用料のうち、最低額と最高額を掲載しています。

※ 駐車場(有料)の契約者は原則として3年ごとの抽せんにより決定しますので、入居後すぐにご利用いただけないことがあります。住宅敷地内は駐車禁止ですので、契約者以外の方は民間駐車場をご利用ください。

申込み～入居までのながれ



入居手続きには、保証金(住宅使用料の2か月分)、連絡人となる方1名(または1法人)が必要です。

連絡人となる方は、一緒に入居しない方でつぎの要件のいずれかを満たす方です。

- (1) 日本国内に住所を有する満18歳以上の方
- (2) 日本国内に主たる事務所が所在する法人

※ 連絡人の方には使用者と連絡を取っていただくほか、緊急の際に使用者の親族と連絡を取っていただくことがあります。このような場合に日本語で円滑に連絡できることが必要です。(連絡人となった方へ使用料を請求することはありません。)

重要：申込みにあたってのご注意

- ① 1世帯で2通以上の申込みをした場合は、すべて無効となります(同居予定者含む)。
- ② 申込み後に、申込み内容を変更することは認められません。
- ③ 都営住宅(都公募分・練馬区受付分)区営住宅などの募集で、すでに合格・登録している方は、原則として申し込むことはできません。
- ④ 申込みの代行業者と練馬区は、一切関係がありませんので、ご注意ください。

入居後のご注意について

区営住宅は公共の施設のため、公営住宅法をはじめとする法令、規則が適用されます。そのため、一般の民間賃貸住宅とは異なったいろいろな義務や制限があります。下記の「入居後のご注意」も、あらかじめご了承ください。

- ① 住宅の使用料（家賃）のほかに、共用設備の維持管理などのため、共益費や自治会費をご負担いただきます（一部、共益費の負担がない住宅もあります）。入居される方は、必ず各住宅の自治会にご加入いただきます。
- ② 区営住宅では、犬・猫・鳥などの飼育はできません（身体障害者補助犬を除く）。
- ③ 一部の住宅を除き駐車場はありませんので、近隣の民間駐車場をご利用ください。
- ④ 入居時の同居親族以外の方が区営住宅に同居することは、原則としてできません。
- ⑤ 区営住宅の使用許可は申込者に対して行います。この使用者（名義人）が退去する場合には、原則として同居親族の方も退去して住宅を返還しなければなりません。ただし、使用者の死亡などやむを得ない場合で、条例などに定める基準を満たしているときは、残された同居親族の方（原則として配偶者）が、引き続き住宅の使用許可を受けることができます。
- ⑥ 毎年1回、世帯の収入に関する報告を行っていただきます。この報告に基づき、翌年4月以降の住宅使用料が決められます。なお、報告を届け出ない場合には、近隣の同種住宅の賃料相当額が使用料として決定されます。
- ⑦ 収入の算定により「高額所得者」と認定された方には、住宅を返還していただきます。区営住宅をはじめとする公営住宅は、低所得者のための施設ですので、住み続けることはできません。
- ⑧ 区営住宅の入居後に、住宅の様様替えなどを行う場合は、あらかじめ許可を受けなければなりません。そのほか、世帯構成の変更や長期不在となる場合にも、届出を行う必要があります。

《東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について》

- ・東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向けの申込資格を有することになりました。
- ・「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- ・この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表現しています。

所得金額の計算方法について

世帯の年間所得金額を計算する方法は、つぎのとおりです。下の表に書き込みながら、①～⑤の手順で計算して、世帯の年間所得金額が所得基準（3ページ）を満たしているかをご確認ください。

入居する方	①区営住宅の所得金額	②個人の特別控除額	③差引額
収入のある方()	円	円	円
収入のある方()	円	円	円
収入のある方()	円	円	円
収入のある方()	円	円	円

上記の「③差引額」の合計（ 円）－④世帯の特別控除額（ 円）
 = ⑤ …… 世帯の年間所得金額

① 入居する方の「区営住宅の所得金額」を、所得の種類に応じて計算します

給与、賃金などの給与所得	・・・12～13ページの方法で計算
個人事業、不動産、利子、配当などの事業等所得	・・・14ページの方法で計算
厚生年金、国民年金、共済年金などの年金所得	・・・15ページの方法で計算

※複数の所得に該当する方は、それぞれの所得金額を計算して合計してください。

所得に含まないもの・・・遺族年金、障害年金、失業給付金、仕送り、増加恩給（併給の普通恩給を含む）、労災保険の各種給付金、生活扶助などの非課税所得、および退職金などの一時的な所得

② 「個人の特別控除額」を計算します

個人の特別控除額（②）は、ひとり親に該当する方は35万円、寡婦に該当する方は27万円を控除額とし計算します。

ひとり親控除 **35万円**

現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の両方に該当する方

- 生計を一にする子がいる
- 年間所得金額が500万円以下

寡婦控除 **27万円**

ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに該当する場合

- 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、年間所得金額が500万円以下の方
- 夫と死別した後婚姻していない方、または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方（この場合は、扶養親族がいることは要件になっていません）

③ 「差引額」を計算します

区営住宅の所得金額（①）から個人の特別控除額（②）を差し引き、差引額（③）を計算します（計算結果が0円未満となる場合は0円とします）。

④ 「世帯の特別控除額」を計算します

世帯の特別控除額（④）は、申込者本人、同居親族、または遠隔地被扶養者が、下記の4つのいずれかに該当する場合に計算します。

(1) 老人扶養控除	10万円（1人につき）
所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者であり、70歳（昭和31年6月2日以前の生まれ）以上である方	
(2) 特定扶養控除	25万円（1人につき）
所得税法上の扶養親族（配偶者を除く）である、16歳以上23歳未満の方 ※平成15年5月23日から平成22年6月2日以前に生まれた方	
(3) 障害者控除（ア～オのいずれかに該当する方）	27万円（1人につき）
ア 愛の手帳3～4度の方 イ 精神障害者保健福祉手帳2～3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度であると判定された方を含む） ウ 身体障害者手帳3～6級の方 エ 戦傷病者手帳第4項症～第2目症の方 オ 65歳以上の方で、ア・ウと同程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
(4) 特別障害者控除（ア～クのいずれかに該当する方）	40万円（1人につき）
※ (3) の障害者控除と合わせて受けることはできません。 ア 愛の手帳1～2度の方 イ 精神障害者保健福祉手帳1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度であると判定された方を含む） ウ 身体障害者手帳1～2級の方 エ 戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方 オ 精神上的障害により、事理の弁識能力を欠く方 カ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ク 65歳以上の方で、ア・ウと同程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

⑤ 「世帯の年間所得金額」を計算します

差引額（③）の合計額を計算して、そこから世帯の特別控除額（④）を差し引き、**世帯の年間所得金額（⑤）**を計算します。⑤の金額が、3ページの所得基準表に当てはまる場合には、所得の要件を満たすこととなります。

※ただし、生活保護受給中の方は所得を0円とします。

給与所得がある方の計算方法

会社員、店員、日雇い、パート、アルバイト等の方については、所得金額はつぎのとおりです。
(入居資格審査の時に退職している仕事については所得金額を0円とします。)

1 令和7年1月1日以前から同じ勤務先に勤務している方

「令和7年分給与所得の源泉徴収票」の**あ**の金額から10万円を引いた額が**区営住宅の所得金額**となります。

源泉徴収票が交付されない方は、令和7年1月～12月までの税込支給額を合計した金額を年間総収入額とし、右ページの表の計算式に当てはめて、区営住宅の所得金額を計算します。

病気などにより1か月以上収入がない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名		(受給者番号)			
		(フリガナ)					
		(役職名)					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
	円	円 あ	円	円			
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
従無	円	人	人	円	円	円	円

2 令和7年の途中から現在の勤務先に就職した方

現在の勤務先での月別収入を右表に記入して、(1)～(3)のうち該当する方法により、推定年収額を計算します。その金額を次ページの表の推定年収に当てはめて、区営住宅の所得金額を計算します。

(1) 働いた月が12カ月ある方

$$\text{収入合計} + \text{賞与合計} = \text{推定年収}$$

() () ()

(2) 働いた月が12カ月未満の方

(収入合計を収入のあった月数で割り、それを12倍します)

$$\text{収入合計} \div \text{収入のあった月数} \times 12 + \text{賞与合計} = \text{推定年収}$$

() () () ()

(3) 最近就職し、まだ1か月分の給与が支給されていない方
(基本給、家族手当、住宅手当など、毎月必ず支給される
固定的給与を12倍します)

$$\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年収}$$

() ()

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入合計	賞与合計

<給与所得者の所得金額の求め方>

左ページの2で、「推定年収」を計算した場合は、下表の計算式により区営住宅の所得金額を計算します。

※複数の所得がある方は、推定年収を合計してから計算してください。

推定年収(年間収入額)	税法上の所得金額		区営住宅の所得金額
651,000円未満	0円		0円
651,000円以上 1,900,000円未満	12か月分の収入額－650,000円		税法上の所得金額 －100,000円
1,900,000円以上 3,604,000円未満	<p>●次のとおり、12か月分の収入額を端数処理します。</p> <p>12か月分の収入額 ÷ 4 = A</p> <p>→Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B</p> <p>→Bを右の計算式にあてはめてください。</p>	B×2.8－80,000円	税法上の所得金額 －100,000円
3,604,000円以上 6,600,000円未満		B×3.2－440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額×0.9－1,100,000円		

※「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は0円としてください。

事業等所得がある方の計算方法

自営業、外交員などの方については、所得金額はつぎのとおりです。
 (入居資格審査の時に廃業している事業については所得金額を0円とします。)

1 令和7年1月1日以前から同じ事業を行っている方

「令和7年分の所得税の確定申告書B」では、**あ**の金額から**い**の金額を差し引いた金額が、**区営住宅の所得金額**となります。

確定申告をされていない方は、令和7年1月～12月までの所得金額の合計額となります。
 (つぎの2の方法により区営住宅の所得金額を計算してください)

令和 07 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書B

<第一表>

所得金額	事業等①	1	8	9	9	1	2	7
	農業②							
	不動産③							
	利子④							
	配当⑤							
	給与区分⑥							
	雑⑦							
	総合譲渡・一時⑧ <small>⑦+{(③+④)×1/2}</small>	い						
	合計⑨	あ	1	8	9	9	1	2

<第二表>

○ 事業専従者に関する事項 附金

事業専従者の氏名	個人番号							続柄					
国税 一郎	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	子
所在地・名称													
続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額										
子	明・大 ⑩・平 44.5.10	12月	422,582 <small>円</small>										
	明・大 昭・平 . .		う										
⑩ 専従者給与(控除)額の合計額			422,582 <small>円</small>										

※ ご家族の方を事業専従者としている場合は、**う**の金額を13ページの計算式に当てはめて、その方の所得金額を計算します。

2 令和7年の途中から現在の事業を始めた方

現在の仕事を始めたときからの月別の収入額、必要経費、所得金額を右表に記入して、(1)または(2)の方法により区営住宅の所得金額を計算します。

※ 病気などにより1か月以上収入がない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

(1) 仕事を始めた日が令和7年1月2日～5月1日までの方(令和7年5月～令和8年4月までの合計が**区営住宅の所得金額**となります)

(2) 仕事を始めたのが最近で、営業した日数が12か月未満の方(所得金額の平均月額を12倍した金額が**区営住宅の所得金額**となります)

所得合計÷営業した月数×12=区営住宅の所得金額
 () () ()

営業した月	収入金額 (a)	必要経費 (b)	所得金額 (a)-(b)
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			所得金額

年金所得がある方の計算方法

年金所得のある方については、所得金額はつぎのとおりです。

※遺族年金、障害年金は所得に含まれません。

1 令和6年12月以前から年金を受けている方

「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」のはがきなどで確認してください。下の **あ** の金額の合計を、下表の計算式に当てはめて、**区営住宅の所得金額**を計算します。

2 令和7年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変わった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認してください。年金の「支払額」を年額に直して、下表の計算式に当てはめて、**区営住宅の所得金額**を計算します。

令和 7 年分 公的年金等の源泉徴収票													
支払を受ける者 (フリガナ)	住所又は居所						生年月日		年金の種別				
	氏名												
区分			支払金額				源泉徴収税額						
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分			円				円						
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分			円				円						
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分			円				円						
所得税法第203条の3第7号適用分			円				円						
本人			源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	16歳未満の扶養親族の数	特別	その他	非居住者である親族の数	社会保険料の額
									人	人(人)	人	人	円
源泉控除対象配偶者 (フリガナ)			氏名		区分			(摘要)					
控除対象扶養親族 (フリガナ)			氏名		区分								
16歳未満の扶養親族 (フリガナ)			氏名		区分								
16歳未満の扶養親族 (フリガナ)			氏名		区分								
支払者 法人番号					印								

＜年金受給者の所得金額の求め方＞ ※区営住宅の所得金額を計算してください。

受給者の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	区営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円 ～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	税法上の所得金額 －100,000円
	3,300,000円 ～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	税法上の所得金額 －100,000円
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円 ～1,299,999円	年金収入額－600,000円	税法上の所得金額 －100,000円
	1,300,000円 ～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	税法上の所得金額 －100,000円

※ 「65歳以上」では昭和36年6月2日以前に、「65歳未満」にはその翌日以降に生まれた方が、それぞれ該当します。

※ 4,100,000円以上の場合は、練馬区住宅課へお問い合わせください。

※ 複数の年金を受けている方は合計して計算してください。

※ 「区営住宅の所得金額」がマイナスになる場合は0円としてください。

区営住宅使用申込書の記入例

下記のとおり、太枠線内の項目をご記入のうえ、**はがき部分2か所に85円切手を貼ってください。**
 郵送される方は、必ず**専用の封筒(茶色のもの)**に入れて、**110円切手を貼って**投函してください。

区営住宅

令和8年5月 区営住宅使用申込書

抽せん番号

練馬区長 へ

私は、練馬区営住宅条例に基づき区営住宅の使用を申込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、または申込者（現に同居し、または同居しようとする者を含む。）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。また、許可の上は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

記入方法をお読みのうえ、太枠線内（白色部分）のみ記入してください。

申込番号	3	生年月日	大・昭・平 57年4月1日(満43歳)
フリガナ	ネリマ イチロウ	住所	(〒176-0099)練馬区 豊玉東5-5-1 練馬荘102
氏名	練馬 一郎	区内居住年数	21年
外国人通称名	()	電話	03(3993)1111

※外国人の方は、上記「氏名」欄に本名を記入し、通称名がある場合は「外国人通称名」欄にも併記してください。

入居する家族の氏名	年齢	続柄	入居する家族の氏名	年齢	続柄
1 申込者	-	本人	4		
2 練馬 美子	30	妻	5		
3 練馬 次郎	5	子	6		


申込番号は2ページの申込番号1～8の**いずれか1つ**を選んで記入してください。記入漏れ、誤記入などの場合は無効となります。

外国人の方は、本名と通称名の両方をご記入ください。

申込者を含め、入居しようとする家族の氏名、続柄をご記入ください。ここに記入されていない方は**入居できません。**

申込書は切り取らずに**4つ折**にして入れてください。

郵便はがき②



1760099

住所 練馬区 豊玉東5-5-1 練馬荘102

氏名 練馬 一郎 様

令和8年5月 区営住宅使用申込書


〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区建築・開発担当部住宅課

※1～8のいずれかを記入してください

抽せん番号 3

抽せん結果のお知らせ

郵便はがき①



1760099

住所 練馬区 豊玉東5-5-1 練馬荘102

氏名 練馬 一郎 様

令和8年5月 区営住宅使用申込書

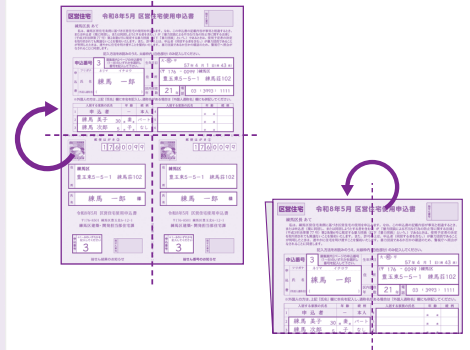
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区建築・開発担当部住宅課

※1～8のいずれかを記入してください

抽せん番号 3

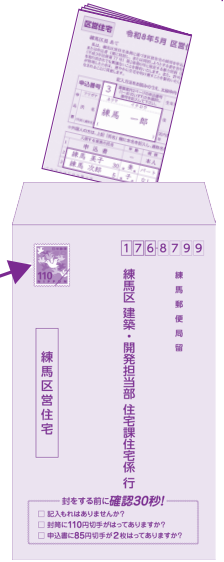
抽せん番号のお知らせ

切り離さないでください



85円切手を2か所に必ず貼ってください。
 切手の貼り忘れ、金額不足の場合は無効となります。ご注意ください。

110円切手を必ず貼ってください。



問合せ
練馬区建築・開発担当部住宅課 (区役所本庁舎13階)
 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 ☎ 03-5984-1619